

【大阪府環境審議会 地球温暖化・ヒートアイランド対策の制度化検討部会】

制度化検討の背景

京都議定書が今年2月16日に発効し、温室効果ガスの削減が世界的に進められていく状況
 大阪市域ではこの100年間に全国平均を上回り、気温が約2.1 上昇し、真夏日や熱帯夜の日数もここ20年間で著しく増加
 大阪府域においては、地球温暖化とヒートアイランドという2つの温暖化現象に直面

制度化の基本方向 - 3つの方向 -

「大阪府地球温暖化対策地域推進計画」、「大阪府ヒートアイランド対策推進計画」の達成に向けて、実行可能な対策を早急に推進する観点から、次の3点について検討を行った。

<p>事業活動に伴う温室効果ガス排出量及び排熱を削減</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 2002年度現在、二酸化炭素排出量のうち、約69%が事業活動により排出 ● 特に、業務部門は1990年度から47.5%、運輸部門は20.8%増加 <p>エネルギーを多量に消費する事業者を中心に、温室効果ガスの排出等の削減を図る仕組みが必要</p>	<p>建築物の環境配慮を促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 熱負荷量の約55%が建築物及びその敷地からの排熱や蓄熱による <p>建築物における蓄熱の防止、省エネルギー等をはじめとする広範囲な環境配慮を促進する仕組みが必要</p>	<p>建築物の敷地等における緑化を促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 緑の持つ多面的な効用を活かしながら、ヒートアイランド対策として都市緑化を促進することが必要 <p>都市の中で大きな構成を占める建築物の敷地等において、着実に緑化を図る仕組みが必要</p>
---	---	---

制度の内容

	事業活動のエネルギー対策	建築物の環境配慮	建築物の敷地等における緑化
対象	一定規模以上のエネルギー使用事業者 ・ 原油換算1,500kl/年（燃料+電気）以上の事業所を持つ事業者 ・ 省エネ法の対象となる運輸及び旅客事業者のうち、府域で一定規模以上の事業活動がある者 ・ 24時間営業を常態とする事業者で、かつ、原油換算1,500kl/年（燃料+電気）以上の事業者	一定規模以上の新增改築される建築物 （延床面積2,000～5,000㎡を超えるものを想定）	一定規模以上の新增改築される建築物の敷地等 （建築敷地面積1,000㎡以上を想定）
手続き	府：温暖化対策指針を作成し、削減のガイドライン等を提示 事業者：温室効果ガス等の対策計画書を届出 （運送委託自動車からの排出も含む） 温室効果ガス等の削減実績を毎年、府に届出 府：届出内容を公表、優良事業者に対する顕彰等も想定	府：建築物の環境配慮に関する指針を作成 建築主：建築物の環境計画書及び工事完了報告書を届出 （環境配慮の取組状況を評価、ランク付け 総合的な評価方法CASBEEを活用） 府：計画内容・評価結果を公表、優良建築物に対する顕彰等も想定	建築主：建築物の敷地等の緑化計画書及び緑化完了報告書を届出 （敷地面積の3～5%の緑化の義務化） 府：優れた緑化に対する顕彰等も想定
実効性の確保	対策計画書・実績報告書の届出がない場合 勧告 勧告拒否等 氏名公表	環境計画書・工事完了報告書の届出がない場合 勧告 勧告拒否等 氏名公表	計画書・完了報告書の届出がない場合、緑化基準に適合しない場合 勧告 勧告拒否等 氏名公表

制度のあり方

法的位置付けが明確な条例によるものとするのが適当（府民、事業者に一定の負担を求めるものであり、要綱等による行政指導では限界があるため）